

別記第2（第8条関係）

建設工事等指名停止基準

（趣旨）

第1 この基準は、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント委託業務（以下「工事等」という。）の入札参加の有資格者に対する指名停止等に関し、必要な事項を定める。

（有資格者）

第2 この基準において、「有資格者」とは、滑川市競争入札参加資格者名簿に登録された者をいう。

（指名停止）

第3 有資格者が別表のⅠ及びⅡの各号（以下「別表各号」という。）にかかげる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第4 第3の第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 第3の第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期限を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 第3の第1項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体については、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5 有資格者が一の事案により別表のⅠ及びⅡの各号の措置要件の2以上に該当するときは、当該各号ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間

の短期は、それぞれ別表のⅠ及びⅡの各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表のⅠ及びⅡの各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表のⅠ及びⅡの各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表のⅡの第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表のⅡの第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号掲げる場合を除く。）

3 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表のⅠ及びⅡの各号及び前2項に規定する指名停止の期間の短期より短い期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表のⅠ及びⅡの各号及び第1項に規定する指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月）まで延長することができる。

（指名停止の期間の変更又は指名停止の解除）

第6 指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表のⅠ及びⅡの各号及び第5に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第7 第3の第1項の規定により情状に応じて別表のⅠ及びⅡの各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表のⅡの第10号又は第13号に該当したとき。

(2) 別表のⅡの第10号から第15号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表のⅡの第10号から第12号までに該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3の第4項の規定による各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為（同法第2条第5項の入札談合等関与行為をいう。）があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表のⅡの第10号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

(5) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項の行為をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項の規定による談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表のⅡの第13号から第15号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

（指名停止等の決定）

第8 指名停止、指名停止の期間の変更及び指名停止の解除（以下「指名停止等」という。）は、指名委員会の審議を経て、市長が決定するものとする。

（指名停止等の通知等）

第9 前条の決定を行ったとき、市長は、当該有資格者に対し、遅滞なく指名停止等の内容を通知するとともに、その概要を公表する。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等が市が発注した工事等に係るものであるときは、市長は当該有資格者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（一般競争入札の参加資格の停止）

第10 一般競争入札の入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札までの間において、滑川市から指名停止を受けた有資格者は、一般競争入札の参加資格を停止するものとする。

（随意契約の制限）

第11 指名停止の期間中の有資格者については、工事等の随意契約の相手方とすることができないものとする。ただし、当該業者と契約を締結しなければ工事等の目的を達することができない特別の理由がある場合で、市長の承認があったときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第12 市が発注する工事等の全部又は一部を、指名停止の期間中の有資格者が下請けし、又は受託してはならない。

（その他）

第13 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告し、又は注意を喚起することができる。